

# 公 募 公 告

令和7年5月16日

大分法務総合庁舎管理者  
大分地方検察庁検事正 児 玉 陽 介

大分法務総合庁舎の一部において、有償による使用許可を受け、飲料等自動販売機の設置及び運営を行う事業者について、下記のとおり公募します。

## 記

### 1 件名

大分法務総合庁舎における使用許可（飲料等自動販売機の設置・運営）の相手方の選定

### 2 使用を許可する場所

大分市荷揚町7番5号 大分法務総合庁舎1階・3階の所定の場所

### 3 使用許可期間

令和7年9月1日から同12年8月31日まで

### 4 業務の内容

飲料等自動販売機の設置及び運営業務

なお、詳細は使用料提案書作成要領等説明書を参照のこと。

### 5 応募資格要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去3年間において、自動販売機設置業務の実績を有していること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 使用料提案書作成要領等説明書の交付を受け、期間内に使用料提案書等を提出すること。

### 6 使用料提案書作成及び提出に係る事項

- (1) 使用料提案書作成要領等説明書の交付

#### ア 交付期間

令和7年5月16日（金）から同月23日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで。

#### イ 交付場所

〒870-8510 大分市荷揚町7番5号

大分地方検察庁会計課国有財産係（担当：佐藤、鶴岡）

電 話 097-534-4104

E-mail ppo38-kokuzai.7eg@i.moj.go.jp

#### ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する。

(2) 使用料提案書等の提出方法等

ア 提出期限

令和7年6月16日(月)午後5時まで(休日を除く。)

イ 提出場所

上記使用料提案書作成要領等説明書の交付場所と同じ。

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法による。ただし、やむを得ない場合には郵送による提出を受け付けるが、上記期限までに必着とし、郵送料は提出者の負担とする。

エ 提出部数

1部

**7 質問及び回答、現地説明会の実施等**

(1) 質問は、次の提出期限まで書面にて受け付ける(郵送、メール可)が、事前に担当者あて電話連絡をすること。

なお、手続及び使用料提案書等作成方法についての形式的な質問は、上記大分地方検察庁会計課国有財産係に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 A4用紙を用いる。

イ 提出期限 令和7年5月30日(金)午後5時まで

ウ 提出場所 上記使用料提案書作成要領等説明書の交付場所と同じ。

(2) 回答は、令和7年6月6日(金)午後3時までに、すべての質問及び回答を記載の上、使用料提案書作成要領等説明書を受け取った者全員に対し、郵送又はメールにより行う。

(3) 現地説明会は行わないが、各自で事前に施設を視察する場合は、必ず当庁に事前連絡を取った上で視察すること。

(4) 応募者に対するヒアリングの有無等

必要に応じ、個別に実施する。

**8 選定方法及び結果通知方法等**

(1) 選定方法

第1の応募資格要件を満たす者のうち、使用料提案書の額が当庁が定める最低使用料の価格以上で、最高金額である応募者とする。

(2) 選定結果通知

使用料提案書を提出した全ての者に対し、令和7年6月20日頃までに通知する。

**9 その他**

(1) 書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

(2) 欠格事由

ア 使用料提案書作成要領等説明書の交付を受けていない者の応募

イ 提出期限、提出場所又は提出方法が上記6の「使用料提案書等の提出方法等」に適合しないもの

ウ 使用料提案書作成要領等説明書に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) 他業者への転貸は認めない。

(4) 提出された使用料提案書等は返却しない。

(5) 使用料提案書等の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とする。